

平成18年 第1回

佐伯市議会臨時会会議録

平成18年 2月16日

佐 伯 市 議 会

平成18年 第1回

佐伯市議会臨時会会議録

平成18年 2月16日

平成18年第1回佐伯市議会臨時会会議録目次

平成18年2月16日(木曜日)(第1号)

開会.....	2
1 日程第1 会期の決定.....	2
1 日程第2 議案の上程.....	2
1 上程議案一覧表.....	3
1 日程第3 提案理由の説明.....	3
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	3
1 日程第4 議案質疑.....	4
1 5番(高司政文)の質疑(議案第1号).....	4
1 行財政改革担当部長(木許政信)の答弁.....	5
1 5番(高司政文)の再質疑(議案第1号).....	6
1 行財政改革担当部長(木許政信)の答弁.....	7
1 40番(児玉輝彦)の質疑(議案第1号).....	8
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	8
1 40番(児玉輝彦)の再質疑(議案第1号).....	9
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	9
1 1番(三浦涉)の質疑(議案第2号).....	10
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	10
1 1番(三浦涉)の再質疑(議案第2号).....	10
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	10
1 日程第5 討論、採決.....	11
1 39番(村松講一)の反対討論(議案第1号).....	11
1 5番(高司政文)の賛成討論(議案第1号).....	12
1 16番(小野宗司)の反対討論(議案第1号).....	13
1 1番(三浦涉)の賛成討論(議案第1号).....	14
1 審議結果.....	16
1 日程第6 議会運営委員会委員の選任.....	16
1 日程第7 議会広報調査特別委員会の委員定数の変更及び同委員の選任.....	16
1 日程第8 会議録署名議員の指名.....	17
閉会.....	17

第1回 佐伯市議会臨時会会議録（第1号）

平成18年2月16日（木曜日） 午前10時3分 開 会

出席議員の氏名

1 番	三 浦	涉	2 番	高 橋	香一郎
3 番	川 野	紀久雄	4 番	曾 宮	好
5 番	高 司	政 文	6 番	村 尾	清 一
7 番	松 田	清 徳	8 番	後 藤	幸 吉
9 番	江 藤	茂	10 番	清 家	好 文
11 番	矢 野	精 幸	12 番	矢 野	哲 丸
13 番	河 原	修 仁	14 番	宮 脇	保 芳
16 番	小 野	宗 司	17 番	肥 後	四々郎
18 番	桝 田	穂 積	19 番	井野上	準
20 番	河 野	豊	21 番	下 川	芳 夫
22 番	安 部	秀 昭	23 番	柳 井	二 生
24 番	泥 谷	和 喜	25 番	菅 原	忠 己
26 番	和 久	博 至	27 番	日 高	嘉 夫
28 番	渡 邊	邦 壽	29 番	染 矢	玉 彦
30 番	児 玉	忠 義	31 番	甲 斐	迪 彦
32 番	狩 生	寿 一	33 番	廣 瀬	精一郎
34 番	吉 良	栄 三	35 番	小 平	一 郎
36 番	浅 利	美知子	37 番	小 野	一
38 番	玉 田	茂	39 番	村 松	一 喜
40 番	児 玉	輝 彦	41 番	戸 山	盛 幸
42 番	深 津	栄 一	43 番	寺 島	盛 孝
44 番	土 師	辰 英			

欠席議員の氏名

15 番 佐 保 暁

出席した事務局職員の職氏名

局長 渡辺 安志

説明のため出席した者の職氏名

市助	長	西	嶋	泰	義	上	下	水	道	部	長	小屋敷	米	夫
助	役	佐	藤	卓	男	教	育	道	部	長	長	二田	由	造
教	務	塩	月	厚	信	消	防	防	局	長	長	高治	一	郎
総	務	武	田	隆	博	上	浦	振	興	局	長	吉岡	定	光
行	財	高	橋	政	忍	弥	生	振	興	局	長	加藤	宗	義
企	画	木	許	直	信	本	匠	振	興	局	長	三原	信	行
市	民	大	鶴	俊	己	直	川	振	興	局	長	芦刈	紀	生
福	祉	菅	野	伸	邦	宇	目	振	興	局	長	上村	徳	幸
建	設	河	野	通	生	鶴	見	振	興	局	長	塩月	月	寛
農	林	植	木	建	則	米	水	津	振	興	局	塩月	口	満
商	工	木	原	洋	樹	蒲	江	振	興	局	長	谷	泰	重
	労	柴	富	一	郎									
	働													
	観													
	光													
	部													

議事日程第1号

平成18年2月16日(木曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 議案の上程
 - 第3 提案理由の説明
 - 第4 議案質疑
 - 第5 討論、採決
 - 第6 議会運営委員会委員の選任
 - 第7 議会広報調査特別委員会の委員定数の変更及び同委員の選任
 - 第8 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 議案の上程
 - 日程第3 提案理由の説明
 - 日程第4 議案質疑
 - 日程第5 討論、採決
 - 日程第6 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第7 議会広報調査特別委員会の委員定数の変更及び同委員の選任
 - 日程第8 会議録署名議員の指名
-

午前10時3分 開会

議長(日高嘉己) 本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成18年第1回佐伯市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 会期の決定

議長(日高嘉己) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日16日の1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第2 議案の上程

議長(日高嘉己) 日程第2、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第1号から第4号まで及び専決処分の報告第1号、計5件であります。

上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第 1 号	佐伯市行政組織条例の一部改正について
第 2 号	工事請負契約の締結について（元猿漁港地域水産物供給基盤整備第2工事）
第 3 号	工事請負契約の変更について（名護屋地区漁港漁場機能高度化工事）
第 4 号	字の区域の変更について（中山間地域総合整備事業笠掛地区）

専決処分の報告

番 号	件 名
第 1 号	大分県交通災害共済組合理約の変更について

日程第3 提案理由の説明

議長（日高嘉己） 日程第3、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。ただ今、本臨時会に上程されました諸議案について御説明をいたします。

1 議案について

議案第1号「佐伯市行政組織条例の一部改正」につきましては、総務部門の組織の肥大化及び事務の繁雑化の解消を図るとともに、企画性が重要視される「まちづくり」や観光等を企画部門において統合し、機能を強化するほか、その他の部におきましても事務の効率化を図ることを目的として組織の再編を図りたく、条例の一部改正をしようとするものであります。

議案第2号「工事請負契約の締結（元猿漁港地域水産物供給基盤整備第2工事）」につきましては、元猿漁港内の静穏を保つために突堤を建設する平成17年度元猿漁港地域水産物供給基盤整備第2工事に関し、南九・海工建設工事共同企業体と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号「工事請負契約の変更（名護屋地区漁港漁場機能高度化工事）」につきましては、平成17年度名護屋地区漁港漁場機能高度化工事に関し、現地測量の結果、地盤整備のために基礎捨て石を増やす必要が生じたため、平成17年第5回臨時会に提案し、現在、菅政・真建建設工事共同企業体と締結しております工事請負契約の契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号「字の区域の変更（中山間地域総合整備事業笠掛地区）」につきましては、平成17年第6回定例会におきまして提案いたしました「字の区域の変更」に関し、その内容の一部記載の不備がありましたので、改めて議会の議決を求めるものであります。

2 専決処分の報告について

報告第1号「大分県交通災害共済組合理約の変更」につきましては、平成18年2月1日付で別府市が新たに同組合に加入するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により当該

組合規約を変更することについて協議をしたものであります。

このことにつきましては、急施を要したため専決処分をいたした次第であります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（日高嘉己） 引き続き、議案に対する担当部長の詳細説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時8分 休憩

午前11時28分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案質疑

議長（日高嘉己） 日程第4、議案質疑を行います。

議案第1号から第4号まで及び専決処分の報告第1号、以上5件を一括して議題といたします。

議案第1号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

5番、高司政文君。

5番（高司政文） やっと議案質疑の順番が回ってきました。これから本番の議案質疑です。よろしくお願ひします。5番議員の高司政文です。議案質疑を行います。まず議案番号1のですね、佐伯市行政組織条例の一部改正についてですが、まずその改正のですね、組織のものについてですね、幾つかお聞きします。一つは理由の中でも若干出ましたが、介護保険法の改正とですね、障害者自立支援法の施行に伴って組織をですね、やはり変わらなきゃいけないというふうな話があるわけですが、どのようにですね、具体的に再編されたのかということをお聞きします。それから2番目に、企画部と商工労働観光部がですね、これ再編されたということですが、例えば中心市街地活性化を含めてですね、佐伯市全体のまちづくりに関する施策については、どの部署っていうんですかね、どこが担っていくのかということをお聞きします。それから3番目に法律や条令の関係がですね、いろいろ複雑になっているということで以前ですね、専門の法務課みたいなですね、提案したことがあるわけですが、設置をしてほしいということですね、提案したことがあるわけですが、今回の再編ではですね、どこがその部分を担当していくのかということをお聞きします。それから4番目にですね、この条例改正をすることで実際にですね、住民サービスの低下を招くですね、そういう事業、こういう事業を廃止するだとかですね、そういうふうなことがですね、今度3月議会で提案される平成18年度予算編成の中でですね、具体的に何か考えられているのかどうか、これをお聞きします。それから5番目としてはですね、これはちょっと住民の声をですね、やはりこの旧郡部の方、特にですね、心配をされておる部分だと思いますので、そういう地域のですね、住民の声をどう届けていくのかということで、実際に住民からの苦情、要望がですね、あった場合に例えばどういう流れでね、それにこたえていくのか、どういう流れでですね決裁をとっていくのかということですね、具体的に例を六つほど挙げますのでです

ね、それにお答えいただきたいと思います。まず例1としてですね、弥生のAさん宅前です、市道に穴があきました。Aさんはですね、弥生振興局にすぐ電話をして誰かすぐ来てほしいというふうな要請をしました。弥生には建設分室がないことになるわけですが、どのようにですね、対応するのかお聞きします。それから2番目の例としてですね、上浦のBさん宅です、裏山が崩れました。見積もりしたらですね、10万円程度で工事ができそうだと、しかし年度末でですね、時期が、本庁には予算がないと言われました。上浦には建設分室がないわけですが、こういう場合ですね、どのような対応をしますか。それから3番目の例としてですね、宇目のCさんたちがですね、他の地区にはないような文化活動をですね、立ち上げました。そこで宇目振興局に補助金のお願いに行ったらですね、宇目の教育事務所には予算がないと、このように言われました。どのような対応をされますか。4番目の例として、本匠のですね、山部の林道でですね、土砂崩れがあり、車が埋まりました。そういう連絡がですね、本匠振興局に寄せられました。本匠には農林水産分室がなくなるわけですが、これについてどのような対応をされますか。それから5番目の例です。平日の昼間にですね、直川のDさん宅で火災が発生をして直川振興局に応援に来てくれというね、連絡が入りました。実際なんか似たようなことがあったらしいですけど、この場合にですね、どのような対応をされますか。6番目の例です。鶴見のEさんが、鶴見振興局に介護保険のことをですね、聞きに行きました。鶴見には福祉保健分室がなくなる予定ですが、どのような対応をされますか。米水津とですね、蒲江がないので大変申し訳ないんですけど、こういう例を六つの例を挙げましたので、お答えいただきたいと思います。こういうですね、例えばまあこの質問のようにですね、分室の予算がなくなった場合とですね、それから緊急の場合なんかには振興局独自のですね、やはり予算がこれはあった方がいいというふうに考えます。そこでですね、パワーアップ事業で予算300万を新規のソフト事業だけでなくですね、振興局で自由に使える性格のものにですね、することはできないかどうか、これを大きな6番目にお聞きして質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 木許行財政改革担当部長。

行財政改革担当部長（木許政信） まず、介護保険法と障害者自立支援法に対する対応ですが、包括支援センターを3か所設置することとし、弥生、蒲江、本庁和楽に計13名の職員を配置するとしております。また、介護認定調査の業務が増加することにより、介護の関係部署を2名増員することとします。障害者自立支援法の対応については、福祉事務所に保健師2名を含む3名の増員を予定いたしております。それから、まちづくりを担うということですが、企画商工観光部の企画課がまちづくりを担いまして、全体のまちづくりは総合政策係が担い、中心市街地活性化については、まちづくり推進係が担っていくこととなります。法律や条例の専門の部署ということですが、当面総務課行政係が担っていくこととなります。この条令を改正することに、実際住民サービスの低下を招くことが18年度予算の編成の中で考えられているかということですが、もともと組織改編というものをですね、住民サービスの低下を抑制するものでありまして、低下そのものを前提とした予算は考慮いたしておりません。それから、具体的な例ということですが、弥生のケースの場合はですね、道路維持のスタッフをですね、各ブロック単位に嘱託を配置する予定でございます。直接的にはですね、弥生振興局の地域振興課の建設担当の職員が出向くこととなります。建設部西部第1分室と相談し、対応を図っていくこととなります。上浦のBさん宅の裏山が崩れ

たと、10万円程度で工事ができるが、年度末で本庁には予算がないと言われたということですが、上浦振興局の地域振興課と本庁の建設課職員が現場を見ることになります。緊急の度合によって対応を図ってまいります。というのは、もともと予算がですね、いわゆる10万円程度というのは、それなりの対応ができる部分とですね、例えば急傾斜がとか裏山が崩れたという場合に、急傾斜崩壊対策といったような大きな問題もあるかと思うんで、そういうものは即座に対応できるものじゃございませんので、そういう部分とは随分対応が違ってくるかと思います。それから宇目のケースですが、文化活動をやりたいと、その補助金がないがと、教育事務所には予算がないと言われたということですが、基本的には、宇目教育事務所の対応になりますが、本庁との連携が一つの解決策として考えられます。予算がないということは今までもございまして、翌年度予算要求といった形もですね、今までもそういう対応をしておるんですから、こういう形で翌年度予算要求という形も考えられます。ソフト事業についてはですね、振興局独自のパワーアップ事業も考えられておりますので、この活用も考えられると思います。例4のですね、本匠の山部林道で土砂崩れがあったと、車が埋まったとの連絡が本匠振興局に寄せられたと。これは災害の対応でありまして、本匠振興局の対応となりますが、分室、本庁との連携により問題解決を図っていくことになると思います。直川のDさん宅で火災が発生したということですが、これは今も直川の振興局がこういった事態に対応しておりまして、お聞きしますと、他の振興局もそういう対応をなさっているところもあるということで、今後もですね、こういった防災体制は非常に大事になると思いますんで、これも継続してですね、いく体制を作っていきたいと考えています。例6のですね、鶴見のEさんが鶴見振興局に介護保険の事を聞きに来たということですが、これは振興局の市民サービス課に対応できるスタッフを配置します。専門的なことについては、本庁の専門署との連携ということになりますし、今高司議員がおっしゃった包括支援センターの利用もあろうかと思えます。それから、パワーアップ事業の使い方でございますが、これは今回市長が提案している内容でございます、いわゆる漠然としたものでまだあろうかと思えます。実際に私ども、振興局長さんたちにお話を聞く中では、もっとこう柔軟な使い方できればなあという要望もございまして、そういったものはですね、ものについてはですね、今後柔軟に対応していけたらなあと考えています。

議長（日高嘉己） 高司議員。

5番（高司政文） 再質問をします。具体例をですね、やっぱり挙げたのはですね、現実に住民がですね、これはもう前よりもね、住民サービスが低下したなという部分をね、感じるのはですね、こういう具体的にね、何かあったときに感じるのではないかと思うんですよ。そういう面でね、ちょっと対応でですね、大体話は分かりましたけどですね、例えばさっき本匠の話が分室と本庁の連携と言いましたけど、分室はないんですよ、本匠にはね。その場合は弥生の分室になるんですかね、そういう意味と私がここで聞いている主旨はですね、緊急性を要するという意味でね、こういう場合に弥生の分室から来るのかと、なんか本匠のね、振興局は対応しないのかと、そういう意味で聞いたんです。もう一回そこだけお聞きします。それと直川のですね、問題はですね、以前の直川の職員の方は、もう火事があればですね、皆さん駆け付けてというのが習慣のような話だったらしいんですが、合併をしてですね、人員が替わったらですね、そういうことを知らないということですね、現場にはほんの数名しかですね、行かなかったというのをちょっと聞いたことあるもんですからね、その辺は

どうなのかというのをもう一回お聞きします。それから、やはり言いたいのはですね、やはり振興局のですね、独自予算というのがこれ大事じゃないかと思うんですよね。そこの地域のですね、まちづくり、今までのですね、独自の施策とかもあるわけですし、今回合併で一回無くなってもですね、またそれを復活したいとねいうこともあるでしょうから、それとその今言ったその緊急時とかですね、それから住民の本当細かなものに対応をするね、そういうためにもですね、やはり振興局の独自予算、それからさっきのパワーアップ事業のですね、もっと活用とかね、それから部局のですね、越えた臨機応変な対応をですね、これをなんとかですね、望みたいというふうに思っています。それについてお聞きします。それと最後にですね、大事なところで職員のですね、皆さん、特に振興局の職員の皆さん、振興局長を含めてね、合意はちゃんと得られているのかどうかね、今回の条例改正で機構改革で、それをお聞きします。その点でですね、これまた最後になりますけど、今8名のですね、振興局長さんにですね、最後答弁していただいてですね、御自身のやはり考え方、この今回の組織再編に対してどう考えられているのか、一致団結してやるんだとかね、そういうちゃんと合意を得られているのかどうか、確認のためですね、大変失礼な話ですけどね、ちょっとお聞きして、最後に質問を終わらせていただきたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 木許行財政改革担当部長。

行財政改革担当部長（木許政信） 本匠の土砂崩れというのはですね、高司議員さん、朝持ってこられたんで想定としてはですね、警察ざたの問題もあるんで、そういったこともあると思います。これは、災害を想定した答弁になってますんで、いわゆる検討がもう少しできなかった部分があるんですが、今回の分室の話はですね、やっぱり例えば本匠と弥生というセットが考えられております。そういった事業部系のですね、ライン的にですね、補完し合うということを基軸にしとりますんで、当然弥生とですね、例えば手薄になれば弥生と一緒に考えてとかですね、それから全体の分室は縦のラインですから本庁の職員ということもですね、スタッフの中に入れてですね、当然考えていく体制が必要じゃないかと思います。それから直川の件でございますが、これはあの防災の体制が確かに、今までのですね、その直川振興局なら直川振興局の職員だけがありました。ところが、今度合併によって当然これは希薄になっていく部分、直川の職員だけじゃないという部分が出てくると思います。いわゆるいいものはですね、存続していくということは大事だと思いますんで、これは振興局長さんたちが今回の振興局はどうあればいいんだということをですね、非常に議論していただいて、今振興局の組織体制についてはですね、いい案を作っていただいております。最後に高司議員が今おっしゃったですね、振興局長さんの決意が出るといいますんで、そういう面では振興局長たちの発想でですね、組織を考えておりますので、それをお聞き願いたいと思います。

議長（日高嘉己） 高司議員、振興局長全員の意見がいらいますか。

5番（高司政文） 意見というか、聞きたいんですけどね、考えをですね。

議長（日高嘉己） なかなか、しかし、こういう問題について局長の一人一人の意見、全員のを聞くというの。

5番（高司政文） ふさわしくない。

議長（日高嘉己） あんまりどうかなあという気がいたします。

5番（高司政文） ああ、そうですか。それは職員のね、職員というか幹部ですからね、考えを

聞くというのはいいかなあと思って。それは無理ならいいですよ。

議長（日高嘉己） もういいですか。

5番（高司政文） ええ、どうしても無理というのであれば。

議長（日高嘉己） よろしいですか。

5番（高司政文） じゃあ、まあ、終わります。

議長（日高嘉己） 続いて、議案第1号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

40番、児玉輝彦君。

40番（児玉輝彦） あまべの会、40番議員の児玉です。一度今回の行革の問題で少し質疑をしたいと思います。今回、行革の件、組織再編による振興局並びに地域住民への行政サービスの低下が懸念されると思います。また、考えとして各地域から若い職員が10何名来ます。その中で、若い子どもは子どもたちがおります。私が考えるには、その子どもたちを連れてこちらの方に移るのじゃないかと、そういった中で地域がさびれてしまう。そういった状況に今回なるのではないかと考えております。そういった点を十分に考えた、今後の編成に考えがあるのか、そのところをやはり伺いたいと思います。また2点目ですが、合併協議会の中で事務組織並びに職員配置、また適正化計画と歩調を合わせた10か年計画の初年度と位置付け、また計画期間中において3年間ごとに組織編成、運営見直し、効率化に努める。また、規模的適正化を図るが決められているにもかかわらず、合併後1年もたたないうちになぜ事務事業並びに職員配置を見直すのか、その理由を明確に表してもらいたい。以上です。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 児玉議員さんの議案質疑につきまして、御答弁を申し上げたいと思っています。1番目の組織改編による振興局及び地域住民への行政サービスの低下が懸念されるが、対応はどのように考えているのかということでございます。今回の組織改編は振興局に総務課、市民サービス課、地域振興課を配置し、極力住民サービスの低下を抑制し、住民ニーズに対応していこうというものです。振興局には、地域づくりや伝統文化の継承、地域の活性化を担う地域振興課、さらには事業系のサービスを実施するためにブロック単位に分室を設置することができ、住民サービスの低下を防ごうとするものでございます。現在、振興局長を中心に行財政改革検討部会で実施体制について検討を進めております。新市一体となって地域振興策を検討する気運が生じており、この気運を更に育成、発展させていけば必ず強い力になっていくものと考えておりますし、また地域によりまして、先般も水産課の要請とか、また林業とかいろんな形で防災等もでておりますが、それについての新たな課を持つことによって一体となったまちづくり等、地域に対するそうしたいい方向ができると思っております。また、今地域から若い職員が異動になったときにどうなるのかということですが、現在アンケートをとっておりますし、どのような人事になるのか、そうした部分の懸念につきましては、私の方も担当課と話しながらこれについては、もう少し検討させていただきたいと思っています。全部が若い人が異動になるかということも、ありえない部分もありますので全体的にまた振興局長、地域の体制につきまして十分勘案をさせていきたいと思っていますし、距離的に極端に言えば、宇目から蒲江に行くとかですね、そういうことじゃなくて地域の近い通勤のできる範囲の異動等も考えられるのではないかと考えております。2番目に合併協定の中で事務組織及び職員配置は定員適正化計画と歩調を合わせた10か年計画の

初年度と位置付け、計画期間中においておおむね3年ごとに組織及び運営を見直すという形で御質問をいただいております。合併協定項目では、事務配置替えは3年後としているのはなぜ早くなったかということですが、第17回合併協議会会議録、これは平成16年7月8日に会議をしたものです。当時の高橋事務局長は、私どもを含めて初めての仕事ですから、場合によれば職場によって多すぎたり、あるいは逆に少なかったりとあるかもしれません。恐らくいろんな問題があると思います。やってみなければ分からないということもありますので、こういう形で出発し、合併後、改善すべき点は改善するというで暫時調整をしていきたいと考えておりますと、そのように答弁をしております。また、合併協定書、協定書の12番目の中で事務組織及び機構の取扱いでは、新市の事務組織及び機構は、新市における事務組織及び機構の整備方針により合併までに整備する。新市においては、引き続き常にその組織及び運営の見直し、効率化を努め、規模等の適正化を図るとなっております。現在水産課、林業課、防災課の新設、介護保険制度の改正による包括支援センター等の設置、新しい時代の流れと行政需要に即応した組織の確立が求められておりますので、こうした中、また先般発表されました地方財政計画では、これまでにない厳しい財政方針が打ち出されております。地方財政の財政状況では、先の推計よりも更に厳しくなることが予想されております。組織改編を含む行財政改革は、こうした意味でもやっていかなければならないと思っております。組織改編を行わずに現行の組織を続けるとすれば、退職者を募集していかなければ現在の組織を運営することはできません。退職補充を抑えることにより職員数の削減を図りつつ、市民サービスを極力低下させないようにするためには、どうしても早急なる組織改編が必要でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（日高嘉己） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） ちょっと一言伺いたいと思います。特に今回上浦振興局の場合、分室がなくなる、またそういった面で人員も少なくなる、まず緊急の場合の対応とか、そのサービスの問題、そういった面がかなり低下すると思います。そのところを協議、慎重審議しながらいろいろな対応をしてもらいたいと思っております。そのところをよろしく願います。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 児玉議員さんの質疑の中で八つある振興局の中で、上浦が分室がないということでございます。本庁との連携ということでございますが、これにつきましては、本庁がそのものが分室という形での対応をとっていききたいと。特に本庁と上浦が一緒になったという形ですね。そして例えば上浦の方で漁港、いろんな整備が事業がありましたら私の方が職員を担当課、そちらに常駐をですねすとか、いろんな体制の中で一体化となった方向でやっていきたいと思っております。そうした中で私の方も申し上げたいんですが、こうした組織改編ということは、これがベターだということではありません。また1年たってみて、状況でもう少しこういうことがあったら、やはりそれに対して私たちも対応し、次年度に対して住民サービスに対しての方向付けをやっていききたいと思っておりますので、そうした時に振興局、また私どもの本庁の方にいろんな御意見、御提言をお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 次に、議案第2号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

1 番、三浦渉君。

1 番（三浦渉） 1 番、三浦でございます。本日の 2 号議案でちょっと質疑をしたいと思いたすが、昨年の 11 月に名護屋漁港で予定価格の 55.1%、また本日の予定価格が 52.57%、昨日 14 日に行われました米水津の尾浦漁港 50.99% という低入札価格が出ております。これにつきまして、これだけ冷え込んだ佐伯建設業経済、2 億 5,000 万というばく大な予算を国、県に返さなければならない。これは、県が進めております最低制限価格の導入、これをなぜ一刻も早く佐伯市は導入しないのか。零細中小企業の倒産防止策にもなるのではないかなあと、企業を育てるのは、その地域の地方自治体の市長にあるのではないかと、このように私は考えるわけでございます。先ほどから質問が出ておりますように、一刻も早く最低制限価格の導入をしていただきたいと。もし、その導入をしてもらえないのであれば、新年度からの予算、漁港の予算はこれで足りるんだと、なぜその積算を早く、安い積算をしないのか。積算をしないままこれをやるということは、行政と業者が何かおかしい取組があるのではないかと。また昨年の 11 月 8 日には菅政建設の低入札、また 2 月 14 日昨日のこの低入札 50.99% もまた菅政建設、50.99% のまた低入札が発生してある。体力のある企業だけが低入札で、どんどんやっていくということになれば体力のない業者は仕事がとれないと。これは当然発注者は分かっておることと思いたす。一刻も早い最低制限価格の設定をする気持ちがあるのか、ないのか。またしないということであれば新年度からの予算を 50% 台にした方がいいのではないかと、このように思っておりますが、その点を 1 点だけ絞ってお聞きしたいと思いたす。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんの質問でございます。最低制限価格の設定をどうかということ、これは 12 月議会で確か狩生議員さんから質問が挙がっておったと思いたす。その中で私の方も今検査室の方でこれに向けてですね、検討を始めております。これにつきましては、一応大分市等につきまして、いろんな工事額等によって最低制限が求められたのがありますので、今現在検討中で、入れられれば 4 月の新年度からの導入も考えていきたいと思いたしております。

議長（日高嘉己） 三浦議員。

1 番（三浦渉） 市長、最低制限価格ってというのは、検討も研究もいないんです。県がもうすでにマニュアルを持っておりますので、やろうと思えばもう明日からでもできますので、この行政改革と違いますので、一刻も早くその最低制限価格の導入を 4 月 1 日から新年度からやるということでもいいですか。検討ということになればですね、先ほど申し上げましたように、また 50% が出てくるということになれば、地域振興とか地域の企業の活性化にも何もなるんですよ。油屋さんから鉄筋屋さんから労務費からすべてが県、国の示した予算から 50% 削減されるわけですから、そういうことでは、市長として地域の企業の育成という立場にならんと思いたすので、その点をひとつよろしく。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員に、私のですね、工事額をいろいろあると思うんですよ。A B C D とか建設とかですね、そうした場合に大分県がやってる、大分市がやってるですね、別府市がやるとその地域地域によつての、市によつての格差もありますし、そして業態、金額、いろんな形がありますので、そういう意味での検討をですね、していっとると。先ほど 4 月ということにありますが、今度電子入札の関係もいろいろ入ってきますので全体的を見直し

た中ですね、私の方とすれば今言う年度変わりに、是非ともこれ前向きに検討じゃなく、前向きに考えていきたいという具合に考えていただきたいと思っております。

議長（日高嘉己） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第1号から第4号まで及び専決処分の報告第1号、以上5件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって以上5件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時18分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 討論、採決

議長（日高嘉己） 日程第5、討論、採決を行います。

議案第1号、佐伯市行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

39番、村松講一君。

39番（村松講一） 39番、蒲江地方区あまべの会、村松です。私は行財政改革に反対する守旧派でもなく、また西嶋、木許行革に対する抵抗勢力でもありませんが、1号議案反対の立場で討論をいたします。102.6という県下ワースト1の経常収支比率を見れば、早く何とかしなければ財政破たんを来すのではないかと心配は皆さんと等しく共有するものであります。経常収支の改善については、総人件費の抑制がその最たるものであり、近ごろ物議を醸した日田市長の発言が如実にそれを物語っているわけでありまして。一極集中ありきで進める手法に問題もあり、また合併に期待した旧町村の新市民に今後の夢や振興策も示せぬ今、職員だけ本庁に集めて過疎に拍車をかけるようなことをどうしてやるのでしょうか。また、そうすることが財政の立て直しにどれだけのメリットになるのでしょうか。一人でも多くの方が、住み続けることが地域活性化の原動力であります。市役所の中核におられる人たちの地域の人たちに対する優しさや思いやりのなさを改めて知る思いがいたします。また前回、旧佐伯信金本店の跡地の買取りに待ったをかけた議会の一矢をどのように市長は受け止めておられるのか。近くに弥生の庁舎もあるでしょう。また、営林署の跡地をどう使うのでしょうか。まだ新しい鶴見の庁舎も使えるでしょう。当分の間、こういうある施設を使って一時分庁方

式か、また一部分庁方式か考えられなかったものかどうか。そして、その間に新庁舎建設への足掛かりを模索する方法もあるでしょう等の思いも多分に込められていたものであります。議会としても特別委員会を立ち上げ、行革に取組を始めたばかりであります。議会の意思も確かめることなく、どうして新市100年の大計をせっ速に進めようとするのでしょうか。もう少し時間を掛けてやってほしいとの思いに、議員皆様の賛同をいただきたく私の反対討論といたします。終わり。

議長（日高嘉己） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

5番、高司政文君。

5番（高司政文） 5番議員の高司政文です。私は議案第1号、佐伯市行政組織条例の一部改正について賛成の立場から意見を述べたいと思います。現在の佐伯市の置かれている現状を考えたとき、何らかの行政組織の改編はやむを得ないものと考えます。行財政改革の問題点をあとで触れますが、今回の組織再編は行財政改革を視野に入れつつも、一つ目に38人という大量の退職者が出ることや、介護保険法改正、障害者自立支援法施行に対応する組織の整備が迫られたこと、二つ目に市民から要望もあった防災課、水産課の新設や日ごろから業務の広さが気になっていた総務部の分割、各課にまたがり分かりにくかった排水事業を上下水道部に統一したことなど、積極面が見られること。三つ目にこの改正が即平成18年度予算の福祉、暮らしむき予算の削減につながることはないこと。四つ目にこの1年間に生じた本庁と振興局との問題点を決裁規定の改善や事務分掌を振興局長と協議をしながら進めていること、こういうことなどが賛成の理由であります。ところで、現在政府財界による小泉構造改革路線が地方自治体にも押し付けられています。その一つが三位一体改革の名のもとに、一部の税源移譲と引き替えに国の責任である福祉、教育のための国庫補助、国庫負担金を縮小し、地方交付税を削減することで住民サービスを切り下げようとしていること。二つ目に道州制の導入も視野に入れ、新たな市町村合併を押し付けようとしていること。三つ目に自治体リストラと民間開放による地方行革を押し付けようとしていることであります。中でも地方行革については、総務省が2005年から5年間の集中改革プランの策定を自治体に義務付け、職員の削減、業務の民間委託と民営化などを福祉と暮らしのための施策を切捨てを推進しようとしていることは大変重大であります。私は、このような地方自治を壊す国の政策には断固として反対するものであります。本来、地方の行財政改革は不要な大型公共事業をやめ、無駄を無くし住民の利益を守り、住民サービスを改善することを目的とするべきであり、それを住民と自治体職員の参加で進めることが基本だと考えます。こういう中で佐伯市の行財政改革推進プランの素案は事務事業の見直ししか触れていませんが、公立保育所や豊寿苑、給食センターなどの民営化の報告が出されていることや、国保税の見直しに言及していることなど問題点もありますので、それが住民の利益になるのかどうかを今後十分考えていただきたいと思います。次に要望ですが、先ほどの議案質疑でも明らかになりましたが、地域住民の細かい要望にこたえるためにも、振興局の独自予算を増やすことが必要です。パワーアップ事業の使い道に制限を設けないこと、また今回の再編が実施されたあと、住民サービス面で問題点が発生した場合は、臨機応変な対応を、あるいは増減を含めた人事異動、こういう対応をしていただくことを要望いたします。最後になりますが、先ほど話があった今回退職される38名の方々は、定年前の方ばかりと聞いています。家のローンや生活費など出費がかさむ中で人生設計が狂わされた方、まだまだ働けるのになぜ辞めなければいけない

のかとお考えの方、財政が厳しくなった原因は職員のせいではないと考えます。職員を減らせ、給料を減らせという公務員攻撃には本当に胸が痛みます。この根っこには90年代以降の公共事業の編重事業の財政支出と小泉構造改革による地方切捨て政治であることを最後に訴えまして賛成討論といたします。

議長（日高嘉己） 続いて、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、小野宗司君。

16番（小野宗司） お疲れ様です。16番議員の小野でございます。本臨時会に上程をされております1号議案、行政組織条例の一部改正につきまして反対の立場で意見を申し上げたいというふうに思います。先般、議会による行財政改革調査特別委員会が設置をされました。先だって2月2日になりますが、委員外議員多数の出席をいただき、第1回目の委員会が開催をされました。活発な質疑がなされトータルで43にも上る意見、これが提言をされたわけであり、その提言を精査すべく2月10日に第2回目の委員会を設けました。その委員会では、先ほども申しました提言をいかにまとめていくかということが本来であれば委員会の主旨、目的であったんですが、その直前に上程をされておりますこの1号議案、これが上程をされるという情報が漏れ伝わってきまして、急きょこの対応についてどのように委員会としてするかというふうに切り替わって、一日それに終始した形になり、本質的な部分については何も語られず今日に至っております。私ども議会は、あるいは皆さん方議員お一人お一人、地域住民の方やあるいは選挙民の方から議決、つまり議決権といういわゆる委任というものを受けてこの議場に出ているわけであり、それだけ大きい権限というものを負託されてここに出てきておる。それと同時にそれだけ大きい権限を負託されるということは、地域の住民の方に大きな責務を持っておるわけですね。どのような責務かということ、執行部から上程をされる議案、それが本当に市民のためになるのか、あるいは佐伯市の将来のためになるのかということ、時間を掛けて審議をするという責務があるわけであり、今回、突発的にあるいはせつ速にこのような大きな将来的に市民の利益に直接かかわるような議案というものが上程をされました。これは、議会制民主主義の根幹を揺さぶる間接民主主義のそのものを否定する、私は執行部の蛮行だというふうに思っております。時間がなかった、あるいは時間が足りなかったそれらは全くといって理由をなさない、そのように思います。誤解をされないためにも申し上げますが、私はこの行財政改革そのものに全く反対をしておりませんし、しなければならぬものだということに皆さんと同様に思っております。しかし、それに伴う議案、果たしてそれが本当に佐伯市のためになるのか、あるいは市民お一人お一人のためになるのかということは、十分に審議尽くされなければなりません。その意味で今回、特別委員会において43もの貴重な提言がなされた。それを精査するいとまも与えなく、このような今日既に採決、その瞬間になっているわけであり、このようなせつ速な議案の提案では、私たちの、市民の皆さん方は私たちに負託している、いわゆる先ほど申し上げた責任というものは到底まっとうすることはできません。その意味でこのせつ速ないわゆる議案に対して、今の段階でとても賛成できるものではありません。この後、いよいよ採決になるわけであり、議員各位には議決権というものを市民の皆様から委任されているんだと、委任されているその背景、裏にはその議案に対して十分な審議をするという責務があるのだということをお考えいただきこの採決に当たっていただきたいと思いません。終わりになりますが、鉄は熱いうちに打たなければなりません。柔らかいうちに打たな

ければ形は変わりません。一般論で申しますと、行財政改革は合併して一、二年が勝負だというふうに言われております。長引けば長引くほど難しくなる。しかし、あまりにもせつ速なこの改革、この案というものは非常にほころびやすい、鋼が入っていない魂の入っていない、こういった改革案というものはもろいんです。そのもろさ、ほころびというものはすべてマイナスになって市民の方に降り掛かるということを最後に申し上げ、反対の討論といたします。

議長（日高嘉己） 続いて、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、三浦渉君。

1番（三浦渉） 1番、三浦でございます。本日の1号議案について賛成の立場から意見を述べたいと思いますが、佐伯市行政組織条例一部改正についてでございます。行財政改革を国が進め、県が進める中、佐伯市といたしましても行財政改革本部を昨年に立ち上げ、早くも5か月が立ち去ろうといたしております。この行政改革を進める上に、是非ともこの1号議案が必要だという執行部の提案であります。私はこの行政改革、スピードを上げてやってほしいと思っております。政治は生きております。早いうちに手術をしなければ大変なことになるということもございます。そういったことから、先般、全員協議会でしたか、執行部より、佐伯職員組合との合意がまとまり5%の給料カットとの説明がありました。私ども古い昔から全国一組合運動の活発な佐伯市の職労と聞いておりましたが、このように御理解をいただいたことに市議会の一人といたしましても改めて職員組合に御礼を申し上げたい、また、市の財政のひっ迫していることを身を持って感じておるのかなあと思っております。もし、本日の1号議案が否決となれば行財政改革に伴う条例議案が否決ということであれば、全国で初めてでありましょと、私はこのように思っております。3年後の1期の任期が終了の時にはやってよかった、市議会の皆さんの勇気ある賛成により8万有余の市民の幸せが必ずやってくるのだと、執行部にもこのことをお願い申し上げたい、このように思っております。今回の市の行政改革は、アメとムチということもありますが、アメの部分が見えない、ムチの部分しか見えないが、御理解しにくい点多々あるわけでございます。昨日のあまべの会、南風会の合同勉強会において、私の質問は4年間は市長、あなたの任期中は大きな振興局の再編はないだろうという質問に対して、執行部といたしましての人事異動はあっても大きな再編はないということをお聞きいたしましたので、執行部の答弁を信じまして本日の1号議案に賛成したいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（日高嘉己） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、工事請負契約の締結について（元猿漁港地域水産物供給基盤整備第2工事）を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、工事請負契約の変更について(名護屋地区漁港漁場機能高度化工事)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、字の区域の変更について(中山間地域総合整備事業笠掛地区)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、専決処分の報告第1号、大分県交通災害共済組合規約の変更についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	佐伯市行政組織条例の一部改正について		原案可決
第 2 号	工事請負契約の締結について（元猿漁港地域水産物供給基盤整備第 2 工事）		原案可決
第 3 号	工事請負契約の変更について（名護屋地区漁港漁場機能高度化工事）		原案可決
第 4 号	字の区域の変更について（中山間地域総合整備事業笠掛地区）		原案可決

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	大分県交通災害共済組合理約の変更について		原案承認

日程第 6 議会運営委員会委員の選任

議長（日高嘉己） 日程第 6、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議会運営委員会委員に後藤幸吉君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、後藤幸吉君が議会運営委員会委員に選任されました。

日程第 7 議会広報調査特別委員会の委員定数の変更及び同委員の選任

議長（日高嘉己） 日程第 7、議会広報調査特別委員会の委員定数の変更及び同委員の選任を議題といたします。

おはかりいたします。

議会広報調査特別委員会の委員定数を 8 名から 9 名に変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報調査特別委員会の委員定数は、9 名とすることに決しました。

おはかりいたします。

議会広報調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、井野上準君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、井野上準君が議会広報調査特別委員会委員に選任されました。

日程第 8 会議録署名議員の指名

議長（日高嘉己） 日程第 8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、河原修仁君、14番、宮脇保芳君、以上の 2 名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

本臨時会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、平成18年第 1 回佐伯市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午後 1 時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年2月16日

佐伯市議会議長 日 高 嘉 己

署名議員 河 原 修 仁

署名議員 宮 脇 保 芳